

不利益処分の処分基準

処 分 名	特例認定の取消し		
根拠法令及び条項	消防法(昭和 23 年法律 186 号)第 8 条の 2 の 3 第 6 項		
所 管 部 課 名	予防警防課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	防火対象物定期点検報告特例認定制度運用要綱(平成 15 年令甲第 2 号)	
	基 準	<p>要綱第 8 条に定めるところによる。</p> <p>第 8 条 認定防火対象物に対して法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づき認定の取消しを決定したときは、認定取消書(多治見市消防本部違反処理規程(平成 15 年消防本部訓令甲第 1 号)別記第 21 号様式)により当該認定防火対象物の管理について権原を有する者に直接通知する。この認定の取消しに当たっては、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項の規定に基づく聴聞を実施する。</p>	
	設定年月日	平成 15 年 10 月 1 日	最終変更年月日
備 考			